

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】令和5年3月15日(2023.3.15)

【公開番号】特開2021-162114(P2021-162114A)

【公開日】令和3年10月11日(2021.10.11)

【年通号数】公開・登録公報2021-049

【出願番号】特願2020-65998(P2020-65998)

【国際特許分類】

F 16 D 13/52(2006.01)

10

F 16 D 13/60(2006.01)

【F I】

F 16 D 13/52 Z

F 16 D 13/60 T

【手続補正書】

【提出日】令和5年3月7日(2023.3.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0074

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0074】

P P s・カム面18bは、プレッシャープレート14のカム用孔41cに形成されている。具体的には、カム用孔41cにおいて、P P a・カム面17bが形成された側面(壁面)と周方向において対向する逆側の端面(壁面)が、P P s・カム面18bとなっている。ただし、P P a・カム面17bとP P s・カム面18bとは軸方向にずれて形成されている。C C・カム面18aは、周方向を向くとともに、軸方向の第1側を向くように傾斜している。P P s・カム面18bは、周方向を向くとともに、軸方向の第2側を向くように傾斜している。そして、このP P s・カム面18bに、C C・カム面18aが当接可能である。

30

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0095

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0095】

具体的には、プッシュタイプのクラッチ装置110では、軸方向の第2側から第1側に向けて、プレッシャープレート114、クラッチセンタ113、及びサポートプレート116が配置されている。プレッシャープレート114とサポートプレート116とは、クラッチセンタ113に形成された開口113aを通して、ボルト163により互いに固定されている。そして、クラッチセンタ113とサポートプレート116との間に、コイルスプリング119が配置されている。また、プレッシャープレート114の押圧部142と、クラッチセンタ113の受圧部128との間に、クラッチプレート111が配置されている。これらの各部材は、プルタイプのクラッチ装置10と同様に、クラッチアウター112の内部に収容されている。

40

【手続補正3】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図9

【補正方法】変更

50

【補正の内容】

【図9】

